

宮代町告示第 1 8 4 号

宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 1 6 日

宮代町長 新 井 康 之

宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）からの暴力を受けた者及びその同伴する家族（以下「被害者等」という。）に対し、緊急一時保護を実施することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 配偶者からの暴力 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力をいう。
- (2) 支援センター 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターの機能を有する施設をいう。
- (3) 緊急一時保護 被害者等が支援センターにおいて一時保護を受けることができない場合において、当該被害者等が宿泊施設に一時的に避難するために要する宿泊費、食費その他町長が必要と認める経費に相当する額を支給することをいう。

(対象者)

第3条 緊急一時保護を受けることができる者は、町内に居住する被害者等であって、次のいずれにも該当するものその他これに準ずる者として町長が認める者とする。

- (1) 避難するための金銭がなく、かつ、誰からも金銭的援助が受けられないもの
- (2) 第5条の規定による申請をしようとする日の属する年度において、緊急一時保護を受けていないもの。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(緊急一時保護の額)

第4条 緊急一時保護の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 宿泊費に相当する額 1人につき1泊あたり9,000円又は実際に要した費用のいずれか少ない額。この場合において、補助を行う期間は、3泊を限度とする。
- (2) 食費に相当する額 1人につき1日あたり2,000円又は実際に要した費用のいずれか少ない額。この場合において、補助を行う期間は、3日を限度とする。
- (3) 生活必需品に相当する額 1人につき1日3,000円又は実際に要し

た費用のいずれか少ない額。この場合において、補助を行う期間は、3日を限度とする。

(4) その他町長が必要と認める経費 町長が認めた額

2 町長が必要と認めるときは、前項第1号から第3号までに定める補助期間を延長することができる。

(申請方法等)

第5条 被害者等が緊急一時保護を受けようとするときは、宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請をした者と面談の上、速やかに緊急一時保護の実施の可否を決定し、宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

3 緊急一時保護の利用者は、前項の規定により当該緊急一時保護を受けたときは、宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護受領書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

(関係機関との連携)

第6条 町長は、緊急一時保護を実施しようとする場合は、支援センター、警察署、児童相談所その他の関係機関と密接な連携を図るものとする。

(返還)

第7条 町長は、偽りその他不正の手段により緊急一時保護の実施の承認を受けた者があるときは、当該承認を取り消し、既に支給した額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定により承認を取り消し、既に支給した額の全部又は一部の返還を命ずるときは、宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護返還命令書(様式第4号)により通知するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施申請書

年 月 日

（あて先）宮代町長

申請者 氏 名
住 所
緊急連絡先

次のとおり緊急一時保護を受けたいので、宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施要綱第 5 条第 1 項の規定により申請します。

緊急一時保護 の実施 を必要 とする者	氏 名	生年月日	続柄	勤務先等	備考
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
		年 月 日生			
緊急一時保護が必要な理由 （具体的に記入してください。）				所持金額の有無 1．有（ 円） 2．無	
備考					

注 申請者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます

※以下申請者記入不要

緊急一時保護として支給する額及びその内訳

区分		支給単価	支給日数	対象人数	支給額	支給日
緊急一時保護	大人	円	日	人	円	年 月 日
	小学生以下の者	円	日	人	円	年 月 日
合計					円	

様式第2号（第5条関係）

宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施承認（不承認）通知書

第 号
年 月 日

様

宮代町長



年 月 日付けで申請のあった緊急一時保護の実施について、
宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護実施要綱第5条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

決 定 の 区 分	☐ 承認 ☐ 不承認
緊急一時保護の対象者	
緊急一時保護の期間	年 月 日から 年 月 日まで
緊急一時保護の額	円
不承認の理由	

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、宮代町長に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、宮代町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において宮代町を代表する者は、宮代町長です。

ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第 3 号（第 5 条関係）

宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護受領書

年 月 日

（あて先）宮代町長

受領者 氏 名
住 所
緊急連絡先

緊急一時保護として下記の金額を受領しました。

記

区 分		支給単価	支給日数	対象人員	受領額
緊急一 時保護	大人	円	日	人	円
	小学生 以下の者	円	日	人	円
計					円

注 受領者は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます

様式第 4 号（第 7 条関係）

宮代町配偶者暴力被害者緊急一時保護返還命令書

第 号
年 月 日

様

宮代町長



次のとおり 年 月 日に決定した緊急一時保護を取り消し、
支給した額の全部・一部の返還を命じる。

1 取消理由

2 返還を命じる額及びその内訳

区 分		支給単価	支給日数	対象人数	支給額(円)	返還額(円)
緊 急 一 時 保 護	大人	円	日	人	円	円
	小 学 生 以 下 の 者	円	日	人	円	円
	計					円

3 返還期限 年 月 日
教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、宮代町長に対して審査請求することができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、宮代町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において宮代町を代表する者は、宮代町長です。

ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。